

第三回國會議院 法務委員會會議錄 第十二号

(三八)

昭和二十三年十一月二十九日(月曜日)

午後三時開議

出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 鐵治 良作君 理事 猪俣 浩三君

理事 八並 達雄君

佐藤 昌三君 樋貝 詮三君

松本 弘君 井伊 誠一君

池谷 信一君 石井 繁九君

石川 金次郎君 柳原 千代君

荊木 一久君

出席國務大臣 殖田 俊吉君

出席政府委員 內閣官房長官 佐藤 榮作君

檢務長官 木内 曾益君

法務廳事務官 宮下 明義君

委員外の出席者

最高裁判所 事務次長 五鬼上堅吾君

專門員 村 敦三君

專門員 小本 貞一君

十一月二十九日

委員垣四郎君辭任につき、その補欠として松木弘君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件
刑事訴訟法施行法案(内閣提出第一八号)

裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一九号)

司法警察職員等指定應急措置法案(内閣提出第三一号)

○高橋委員長 それでは會議を開きます

す。刑事訴訟法施行法案、裁判所法の一部を改正する等の法律案の両案を一括議題として審査を進めます。猪俣君。

○猪俣委員 佐藤官房長官にお尋ねいたします。本日われ／＼はこの刑事訴訟法の施行期日につきまして、その筋へ了解を求めに参つたのであります。これは一月一日からの施行がよろ／＼困難な事情があるがために、四月一日にしようというところの了解に行つたのであります。その際にその筋の責任者の言として、これは一月一日から断行することを決定し、そのことは官房長官にしかと申し入れてあるはずである、それを諸君は知らないかといううな話があつたのであります。われ／＼はこの法務委員會において、この刑事訴訟法につきまして心血を注いで審議をしたのであります。おの／＼の施行については、朝のみならず野の弁護士会においても、一月一日からの施行がむりであるという輿論がありますために、それに対してきよう打合せに参つたのであります。われ／＼は何か知らなかつたような状態を呈して、はなはだ面目を失つたような形になつたのであります。さうなことがもし官房長官に傳へてあるならば、少くも國會に連絡をしていただかないと困ると思つたのであります。その辺の事情を承りたいと思つたのであります。

○佐藤(榮)政府委員 ただいまのお尋ねにお答えしたいと思います。皆様方が刑事訴訟法施行その他の法案につ

つきまして、長い間まことに御熱心に御審議いたしておりましたことについては、政府の一人として私からも厚くお礼申し上げたいと思つた。なお問題になつております施行期日の点について、委員の皆様がみづからその筋にお出向になつたと、かように伺ひまして、私は非常に皆様方の御熱心なことに、心から感激をいたしておるものであります。ただそのお話の中にありますたとく、この施行期日の点は一月一日に確定され、しかもそれは一切動かないものだといふ強い申し入れが官房長官に於いてある、かようなお話でありましたが、実は私自身関係の筋とこの問題について直接交渉したことはないのでございませう。従ひまして、ただいまのような関係の方のお話は、実は私は十分承知しておらないように私自身考へておるのでございませう。ただこの機会に一言申し上げて見たいと思つたことは、この國會に提案すべき法案は、どの法案を出すかといふことをきめまふ際に、最後にガバメント・セクションに参つたことはあるものであります。しかしリリーガル・セクションには実は参らなかつたのであります。その際にマ元帥書簡に基く重要法案の名前は実は確認をいたしたのでございませう。同時にまた、これは直接会つたわけではございませんが、書面としてこの國會に提案すべき法案を全部羅列いたしました。その筋に提出をいたしましたことは事実であります。しかしながら各法案の内容についてのお話は、実はた

だいまお話のようにはしかとは伺つておらないといふことを、一應釈明いたしたいと思つた。万一さういふような事実がありまして、皆様方に御報告をせず、皆様方に御迷惑をかけたといひますれば、猪俣委員のお話のごとく私がまことに怠慢であつた、かように思つたのでございませう。ただいま申し上げるような実情でございませうので、何とぞこの点は御了承願ひたいと思ひます。

○猪俣委員 それは意外な言葉でありまして、たしかにわれ／＼はさうに聞いて参つたのであります。その点一つお確かめ願ひたいと思ひます。なお大蔵當局も来ておられるかどうか知りませんが、官房長官は内閣の大番頭でありますから、ついでにお聞きいたしますが、この刑事訴訟法を一月一日から実施することにつきまして、多大の予算を必要とする。その予算面で実施がはなはだ困難であるといふことを、実施困難の一つの理由として言つたのであります。さうすると先方では、いやそれも二、三日前にこちから嚴重な申入れをして、相當の予算を組んだはずだ、それを諸君は知らないかといふやうなあいさつであつたのであります。一体この新刑事訴訟法を実施するに於いての予算がいかに上に相なつておるか、これは法務總裁もおいでになることではあります。どこのくらの額になつて、どうなつておるかをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐藤(榮)政府委員 先ほどのお尋ねにちよつと補足いたしますが、私自身がこの問題を直接交渉をしなかつたといふことを先ほど申しましたが、なおこの法律の施行につきましては、法務總裁から伺つておりましたところでは、一月一日はいかに困難だから、その施行期日の延期方について関係の筋にお申出をなすつたと、かような御連絡があつたことを附加えてこの機会に申し上げておきます。

なおただいまの予算の問題でありまして、予算の問題につきましては、法務總裁から閣議にお諮りになり、この所要の予算の要求を強くなされたことがあるのであります。今回の予算はいずれ明日のうちに提案されることに相なつて思ひますが、案件という費目がありまして、相當多額の金が実はあるものであります。その中にこの刑事訴訟法施行に關する経費を計上するといふことに相なつておるのであります。ただいまその金額がいくらであるか、私自身申し上げるだけの材料のないことを遺憾といたしますが、この予算計上の方法といたしましては、その案件の中に入れるといふことに相なつておるのであります。

○殖田國務大臣 私からも申し上げたいといふことは、前々から実は話したのであります。さうして、どうもいかぬから予定の通りにやれといふことではありますので、予算を約九億請求してあるのであります。實際を申し上げますと

約四十億いるそうありますが、それを圧縮いたしまして、九億に足りません、八億何千万円であつたか、はつきり私は覚えておりませんが、約九億の予算を強く要求いたしまして、特別な項目にしてほしいというのを申したのであります。予算技術の関係上、また折衝の関係上、それが困難でありましたので、案件の中で処理する、こういうことを大蔵大臣から承認を得てゐるのであります。ところが私の大蔵大臣と折衝いたしましたときは、案件に計上します費用が六十五億でありましたが、多分今明日提出いたします予算面では、それが四十五億ばかりに減つておはせぬかと思ひます。そういったしますと、私の初め頼みました九億が多少動搖するきらいはないともいえないのであります。それは四十五億という案件の中の分配の問題でございますから、まだだいたいのところ交渉いたしております。いずれその予算を審議している途中か、あるいは通過いたしましてから大蔵省と折衝してよい問題と考えております。そこでその予算の方の準備はできたわけでありすが、予算が通り、あるいは施行法が通り、それから最高裁判所で制定しますルールが通り、警察官の基盤ができることとしたとしても、来年一月一日から施行するということはなほ困難な事態でありますから、万一のときには施行ができなしかもしれないという理由をもちまして、私は検事総長を帯同いたしまして、その筋に参りましてる陳情したのであります。そこでまた何か曙光が開けはせぬかと実は期待をしてゐるわけですが、お話を伺いますと、それは非常に暗いことに

なつてゐるのであります。今はなほだ愛慮いたしておる次第でございます。○猪俣委員 今の法務総裁のお話には、二つばかり私も当局と話し合つたことと違つてゐる点があるものであります。この点はいづれ政府におきまして適当に処置していただきたい。私の官房長官にお聞きしたいことはこれだけありますから、ほかの方から御希望がありますれば別であります。私としてはこれで終ります。○殖田國務大臣 その予算は今も案件で一括してあります。そこには何か食い違ひがあるかと思ひます。それからこの間の猪俣さんの御質問にお答えいたします。後ほどお答えいたします。○猪俣委員 ちよつと待つてください。これはなほ大蔵当局に出席を要求しておるのであります。きようはどのうも出られない様子でありますから、なほ大蔵当局にもお聞きしたいと思ふのであります。予算関係はその程度にいたしておきます。それからなほお話を少しかわるのであります。法務総裁及び検務長官がおいでになつておられますがために、私一、二の点をお聞きしたいと思ふのは、これは東京弁護士会において相当問題になつておることでありすが、福井検事総長が九ビルの太階に福井事務所というものを設けて、自分自身が弁護事務をやらぬにしても、世間からどうも疑惑を受けるところのかつこうを呈しておる。そして検事総長はしよつちゆうそのオフィスに出かけているやうである。そこには池田克という大審院の検事をやつておつた、りつば

な人が弁護士としてやつておるにかかわらず、池田事務所という看板を出しておらぬ。そうして福井事務所としてやつておる、のみならず、巷間傳うるところによれば、その福井事務所であつておる弁護士が二、三人あるやうであるが、その人たちの口から出たものか、あるいはそれらの人に依頼した人がかつてに言うのか知らぬが、われ／＼は検事総長のところに働いておる弁護士に依頼したのであるから、一般のへなちよこな弁護士なんかは相手不足だといふやうなことを言う者があつて、非常に憤慨にたえない次第だといふやうなことがあるのであります。検事総長がさやうな官吏として弁護士をやつておられるとはわれ／＼思ひません。しかしながらさやうな疑惑を起すやうな看板をいまだに掲げておられるといふことに對しては、これはは検察の最高長官として、はなはだ不謹慎ではないかと考えられるのであります。したが、さやうのことについては一体法務当局は御存じであるのかどうか、またそれはさしつかえないという御見解であるのかどうか、それを承りたいのであります。○殖田國務大臣 たいい福井さんのお話は、実は私初めて伺ひましたので、ちよつともさういふ事実を存じませんでした。さつそくよく取調べまして、善処いたすようにいたしたいと思ひます。起訴の問題は検務長官からお答えいたします。○本内政府委員 猪俣委員の仰せの濫訴の問題につきましては、私はまことにごもつともと思ふのであります。むろん旧法でやりたいからといつて、起訴の時期にも達していないものを起訴

するといふやうなことはないことと私も考へておりますが、またさやうな疑懼を受けることは検察当局としてまことに遺憾のことでありまして。また私はさやうなことをすべきものでない、かように考へております。ただ從來年末には、毎月の事件よりは事件処理が倍以上になつておるのでございませう。従つてこれは新法が実施になろうなるまいが、十二月の起訴といふものは、從來の例から相當ふえることは起り得ることと思つております。しかしながら先ほども申しました通り、新法の適用を受けないやうにするがために、起訴の熟していないものを起訴するといふやうなことは厳に戒めなければならぬことであるから、十分その点につきましては、私もその趣旨の徹底するようにいたしたいと思ひます。なおこの点につきましては御注意がありせんども、私の方でも実は考へておまして、日を改めてこの点につきまして法務総裁から全國檢察廳に對しまして通牒を出してもらおう、かように考へておつた次第であります。御注意がありましたので、早急にその点を実行したいと、かように考へております。○猪俣委員 法務総裁がおいでになりませんけれども、検務長官がおいでになりますからお聞きしたいのであります。近來検事のファッション化といふやうな説が、どうもちらほら出て來ております。これは戦時中に現れた新しい言葉でありまして、私どもが身の毛のよだつほどきらいな言葉であります。それがちらほら耳につくやうになつたのであります。それに關連いたしまして、芦田前總理大臣に對す

る逮捕狀が出るために、國會に院の許諾を求めて來たといふ事件がありすが、一体私どもは政院が違ふ人でありませうけれども、とにかく昨今まで一國の總理大臣をしておつた人でありまして、この人を逮捕するといふことは容易ならざることであつて、これは外國に對しましても重大なことでありませう。日本におきましても、いまだかつて總理大臣で逮捕せられた者はないといふことであります。がゆゑに、これに對しましては最も重大なる嫌疑がなければならぬと思つております。いかなる理由でこゝういふ逮捕狀が出されるやうに相なつたのであるか、われわれ刑事訴訟法を審議いたしました法務委員会としては、非常なる関心を持つのみならず、なおわれ／＼と同じ委員の北浦氏がやはりこの逮捕狀の中に入つたといふことに關しましては、われわれもその真相をお聞きしておかなければならぬ。いかなる嫌疑があつてかやうな逮捕といふやうな重大なことが行われるのであるか、これをお聞きしたいと思ひます。○本内政府委員 この問題につきましては、昨日法務総裁と私と、二人が運営委員會に呼ばれて、御説明を申し上げたのであります。大体秘密会において申し上げておつたものであります。が、秘密会前に總裁から御説明になりました点を御説明申し上げまして、御了承願ひたいと思つたのであります。それは栗栖氏が瀆職罪で強制收容されまして後に、同氏が別に岡直樹といふ者から復金融資に關しまして賄賂の提供を受け、これを拒絶したといふ事実を申し述べたのであります。そこで岡直樹に對する賄賂提供罪の取調べ

る逮捕狀が出るために、國會に院の許諾を求めて來たといふ事件がありすが、一体私どもは政院が違ふ人でありませうけれども、とにかく昨今まで一國の總理大臣をしておつた人でありまして、この人を逮捕するといふことは容易ならざることであつて、これは外國に對しましても重大なことでありませう。日本におきましても、いまだかつて總理大臣で逮捕せられた者はないといふことであります。がゆゑに、これに對しましては最も重大なる嫌疑がなければならぬと思つております。いかなる理由でこゝういふ逮捕狀が出されるやうに相なつたのであるか、われわれ刑事訴訟法を審議いたしました法務委員会としては、非常なる関心を持つのみならず、なおわれ／＼と同じ委員の北浦氏がやはりこの逮捕狀の中に入つたといふことに關しましては、われわれもその真相をお聞きしておかなければならぬ。いかなる嫌疑があつてかやうな逮捕といふやうな重大なことが行われるのであるか、これをお聞きしたいと思ひます。○本内政府委員 この問題につきましては、昨日法務総裁と私と、二人が運営委員會に呼ばれて、御説明を申し上げたのであります。大体秘密会において申し上げておつたものであります。が、秘密会前に總裁から御説明になりました点を御説明申し上げまして、御了承願ひたいと思つたのであります。それは栗栖氏が瀆職罪で強制收容されまして後に、同氏が別に岡直樹といふ者から復金融資に關しまして賄賂の提供を受け、これを拒絶したといふ事実を申し述べたのであります。そこで岡直樹に對する賄賂提供罪の取調べ

る逮捕狀が出るために、國會に院の許諾を求めて來たといふ事件がありすが、一体私どもは政院が違ふ人でありませうけれども、とにかく昨今まで一國の總理大臣をしておつた人でありまして、この人を逮捕するといふことは容易ならざることであつて、これは外國に對しましても重大なことでありませう。日本におきましても、いまだかつて總理大臣で逮捕せられた者はないといふことであります。がゆゑに、これに對しましては最も重大なる嫌疑がなければならぬと思つております。いかなる理由でこゝういふ逮捕狀が出されるやうに相なつたのであるか、われわれ刑事訴訟法を審議いたしました法務委員会としては、非常なる関心を持つのみならず、なおわれ／＼と同じ委員の北浦氏がやはりこの逮捕狀の中に入つたといふことに關しましては、われわれもその真相をお聞きしておかなければならぬ。いかなる嫌疑があつてかやうな逮捕といふやうな重大なことが行われるのであるか、これをお聞きしたいと思ひます。○本内政府委員 この問題につきましては、昨日法務総裁と私と、二人が運営委員會に呼ばれて、御説明を申し上げたのであります。大体秘密会において申し上げておつたものであります。が、秘密会前に總裁から御説明になりました点を御説明申し上げまして、御了承願ひたいと思つたのであります。それは栗栖氏が瀆職罪で強制收容されまして後に、同氏が別に岡直樹といふ者から復金融資に關しまして賄賂の提供を受け、これを拒絶したといふ事実を申し述べたのであります。そこで岡直樹に對する賄賂提供罪の取調べ

のために、本年十月十二日岡を逮捕し

ました。取調べの結果、事案明瞭とな

りましたので、十月二十一日に賄賂提

供罪をもつて起訴したのであります。

岡を取調べ中に、岡が芦田前首相の祕

書官をしておつた下河邊三史氏に別

贈賄をしておつたことを自白しま

したので、十一月二日下河邊氏を逮捕

しまして、取調べの結果、事案明瞭と

なりましたので、十一月十一日に收賄

罪をもつて起訴したのであります。岡

及び下河邊氏を取調べ中に、岡が北

浦、川橋両氏らと相談の上、政府支拂

の促進並びに融資等に関して便宜を

お任意出頭の形においてこれの取調べ

をする場合においては、証提渾滅のお

それもむろんありと認められる点も

多々ありますので、それで逮捕状を請

求いたした次第であります。この逮捕

状の請求にあたりましては、国会開会

中のことでもあり、ことに芦田氏は

國の首相をされた人でありまして、も

ちろん影響するところも大きいとい

うので、各般の事情を十分考慮研究

したのであります。捜査の現段階

においては、どうしても緊急に逮捕し

なければならぬという結論に達した

ので、これが逮捕の請求をするに至

つた次第でございます。

○猪俣委員 今逮捕の理由として、結

局証提渾滅ということでもつて逮捕す

るやうに相なつたという御説明であ

りますが、はなはだ私どもとしては不

解に存するであります。とにかく一

國の総理大臣をした人であります。し

かも事件は長きにわたつてうわさにな

つておることである。証提を渾滅する

ならば、どうしてあるべきかと思

つております。いまだ証提を渾滅する

であります。いまだ証提を渾滅する

おそれがあるといつてこれを逮捕する

というやうなことは、人権蹂躪もはな

はだしといふ私に思ひます。われ／＼が

弁護士として関係いたしておりました

も、法律に何かひつかりがございま

す、必ずしもそれをもつて人身の自由を束

縛しようというものが、今まで檢察及び

裁判所の慣例である。保釈もなか／＼

それによつて許さない。何ら逃亡のお

それ、証提渾滅のおそれもないにか

かわらず、これをぶち込んでおくとい

うのが今までの現われであります。さ

らにかく内外に對しまして重大な反響

のありますやうな人物を、証提渾滅

のおそれというただ一片のことと身を

抑留するといふやうなことは、実に容

易ならざることだと思ふ。巷間臆測す

るものは、これによつて芦田を逮捕監

禁して、他の何か、今突然と檢

察当局が頭に抱いてゐる事件をほじく

り出して、そいつにものを言わせると

いうのが本來のねらいなんだ、今檢察

当局が問題にしている事件じやないの

で、ねらいはほかにあるのだという説

をなす者がある。今までのやり方もそ

うであります。たとえば平澤貞通とい

うところの犯罪者、これも窃盜だか、

詐欺だかでもつてまず身柄を拘束して

おく。それからいろいろ／＼実を吐か

せていくやうなやり方あります。平澤の

ごときに對しましてはやむを得ないこ

とであつたかも知れません。が、そ

うやり方をまたやろうとするがため

に、しかも的確なる証提を現在握つて

おることができないために、やや疑

いの濃厚なることを理由として、そう

して証提渾滅といふやうなことを理由

としてこれを逮捕する。いわゆる檢察

当局の逮捕権の濫用だと私は考へる。こ

の犯罪あれば必ず逮捕していいとい

うことにつきましても、りくつから言

へば、法律上さうなことは許されるこ

とであつても、これは権利の濫用にな

らぬやうに、刑事訴訟法、憲法、あら

ゆる法律の精神を体して、人権の擁護

といふことを頭に置いて、そうして実

行すべきものであると思ふのであり

ますが、実に政治家といふものは――

もちろん檢察当局の嫌疑を受けるやうな

ことをやるのも不徳のいたすところで

ありましようけれども、檢察当局に

らまれますと、まことにほかないも

のであつて、そしてそれが原伯君の

とくに無罪になつても、だれも責任を

負う者がなし。檢察当局の人間が個人

的な憎しみをもちてある人をやつつけ

うと思へば、朝飯前にできる。それは

法律にあるからである。権力を持つて

いるからである。それを抑制するもの

は要するに憲法と刑事訴訟法の精神で

ありまして、その精神に照して見て、

今度の芦田前総理大臣の証提渾滅とい

うやうなことを理由にして逮捕するこ

とは許さるべきことであるかどうか。

これに對する人権の擁護の總元締め

であります法務總裁の御見解を承りたい

と思ひます。

○殖田國務大臣 お説の趣はまことに

もつともでありまして、先般田中政務

次官の家宅搜索のときにおきまして

も、ほぼ同趣旨の御議論がこの委員会

において出ました。私はその御趣旨に

はまことに同感であります。このたび

の芦田前首相の逮捕要求につきまして

は、事前に私に相談がありまして、協

議事項ではないのであります。けれど

も、重要な事項であるから、檢察当局

は私にあらじめ報告をし、その了解

を求めたものと考へます。檢察總長

が見えまして、そして互に細にわたり

て報告をされ、木内檢察長官も同席

してそれを聴取したのであります。地

方檢察廳から高等檢察廳に参り、さら

に最高檢察廳に参つて協議をしたもの

と思われまふ。そのときに私は今のお

話のごとき点を心配したのであります

が、檢察當局の最高首脳部の會議にお

いては十分に協議をし、十分にそれら

の点を考慮した。しかしながらどうし

てもこの要求をしなければならぬ結

論に達したのであるから、法務總裁は

承認をしてもらいたいといふことであ

りました。とにかく私の信任をしてお

ります檢察當局が、地檢より最高檢

察廳に至るまで、十分の考慮をし、相

談をした結果であるといふことであり

ましたので、私はそれに同意を與えた

のでございませう。私は決して檢察廳

がそれらの考慮をおろそかにして、間違

つた輕率なる要求をしてゐると思ひ

ておりません。あるいは事捜査に關

することでありまして、私の説明はも

とより、政府委員の説明にしまして

も、かゆいところに手の届かない点

が多々あると存じます。しかしながら

その精神におきましては、實際としま

した措置におきましては、私はまず間違

いないものと確信をいたしてお

ります。今後はもちろんその点は十分注

意いたすつもりであります。

○猪俣委員 檢察當局のこの院に許諾

を求める請求に對しまして、院とい

つたしましてはその説明十分ならずとい

ふので、逮捕に同意することはできな

いといつて不同意になりました。た

は、法務廳なり檢察當局はどういう責

任をとるのであるか。その責任につ

てお尋ねしたい。

○殖田國務大臣 憲法の條章に基

して院の許諾を求めたのであります

が、衆議院はまだ独自の見解をもつて

その許諾を決せられぬのでありま

す。その許諾の結果につきましては

たし方ないと思へます。

○猪俣委員 その問題につきまして

は、私どもは実はまだ心からつきり

しないのであります。どうも檢察の捜

査権の濫用である。憲法によつて保護

された最も重大なわれ／＼の人権

を、証提渾滅といふやうな單なる檢

査局の捜査上の便宜のために、しかも証

掘渾滅というような、われ／＼として
は常識上はなほだ理解に苦しむような
ことを理由にして人身の自由を束縛す
ることに對しては、どうしても私
どもは理解がいかぬのでありますが、
これは水かけ論になりますから、この
程度で打ち切ります。

なお檢察當局、ことに法務總裁の立
場として、ここに最も嚴重に監督して
もらなければならぬことで、あまり
監督が十分でないと考えることがあり
ます。たとえば追放者にして弁護士業
に従事している人たちにつきまして、
巷間いろ／＼の非難がある。追放の原
則からいへば、元勤めておつた官署に
出入りできないはずであるにかかわら
ず、今東京の第一、第二弁護士会の大
立者の弁護士として、ことに昭和電工
事件に關する弁護士として活躍するよ
うな人たちは、ほとんど全部がパー
ジにかつた人たちである。そうしてこ
の人たちはみな自分の旧部下であつた
り上官であつたりした人のところに出
入りしてある。こういうようなことこ
そ私は法務廳において最も嚴重に監督
することが、その筋に對しても必要な
ことだと思ふのでありますが、これに
對していかなる監督指導の方法をおと
りになつてゐるか承りたい。

○殖田國務大臣 私も猪俣委員の御説
にまことに賛成であります。弁護士の
職務をとり、または弁護士の職務の範
圍内においては、元の關係しておつた
職場に出入してもよろしい。こういう
建前で、それを逸脱しない限りには
パージであつてもさしつかえないとい
う見解で、ただいまいさか自由に過
ぎておるような観がないでもないと思
は思ふのであります。私にとりまして

的確にその基準がどうであるというこ
とを申し上げかねるのでありますが、
御趣旨はまことに同感でありますか
ら、單に弁護士のみなならず、パージの
政令違反につきましては十分取締つて
行きたいと思ひます。ことに弁護士に
つきましては、檢察長官から説明をさ
せましたら一層よくわかりではない
かと思ひます。

○本内政府委員 ただいまの法務總裁
からの御答弁で大体御了承を得たと思
ひますが、私といたしましては猪俣委
員の仰せになる点について、まことに
ごもつともであり、私もいろいろ／＼
の風評を耳にするので、はなはだ苦慮
いたしてあり、もし違反行為があれば
むろん嚴重に取締るつもりでおるわけ
であります。先ほど法務總裁もお話に
なりました通り、追放者であつても、
弁護士の業務をとるために元の廳に出
入りすることは、弁護士としての正当
なる業務行為であるといふことになつ
ておりますので、追放者の弁護士が檢
察廳に職務を行うために出入りするこ
とは、これは違反にならないという見
解をとつておるのであります。しかし
ながらそれがためにいろ／＼の誤解を
受けるおそれがあるやうな行為がある
とか、あるいは弁護士としての正當業
務の範圍を逸脱するがごときことがあ
りましたならば、私も檢察總裁の威
信のために嚴重に取締りをする考え
をもつておるのでございますから、こ
れをもつて御了承願ひたいと思ひま
す。

○鐵冶委員 それに關連して、特に私
は今の問題でかね／＼思つておつたの
ですが、世間だけではない、いろ／＼
な方面からこの点については重大なる

意見があることを聞いておりますの
で、この際特に御注意を願ひたいと思
ひます。なるほど弁護士の職務を行う
範圍において、元の廳へ出てよいとい
言われるのですが、はたして向うへ行
つて、どこまでが弁護士の職務である
のか、どこから逸脱しておるのか、こ
れはわかりません。従つてあらゆる方
面から疑念を持たれるのは當然だ。さ
うに考へて來ますと、その人自身が
弁護士の職務であらうとも、元の勤め
ておつた役所にみずから出ない、みず
から遠慮するといふことが、一番いいこ
とだろ／＼と思ひます。この点は本人が
やむを得ないといふならば、當局の皆さん
からその点を一應注意せられてしかるべ
きである。なおそれでもきかぬといふ
ならば、これはやはりいゝゆる李下に
冠を何せずといふ言葉さもあるくらい
ですから、少くともそういう者は元の
役所へは出入りせないとすることを定
められてよろしいと思ひます。そうせ
ぬと取締りの方法はありません。これ
はわれ／＼もいろ／＼実は現在考へて
おることなのであります。われ／＼
の方でそういうことを言うよりか、あ
なた方當局の方でしかるべく何か手段
をおとすのでありますから、この点ひ
と考へていただいて、めどをつけて
もらはぬと、誤解を解くつたつて解け
やしませんが、めどをつけて、それを逸
脱すればやらなければならぬのですか
ら、まず初めから法律等で臨むより
か、自戒を望んでもらう。それでいか
なんだら、しかるべく手段をとられた
らよろしいと思ひますが、御當局とし
ていかにお考えになりますか。

○殖田國務大臣 まことにごもつとも
な御意見であります。實際非常に困難
なことでありまして、これは早速弁護士
会の方々と御相談をいたしまして、
何か適當な案を立てたいと思ひます。
○井伊委員 法務總裁に聞きたいと思
ひますが、新刑事訴訟法は來年一月一
日から実施をしなければならぬ。そ
れに對する予算は今度九億を計上して
おる。しかしそれは雜件費用の六十五
億が四十五億に減るから、その九億と
いうのもやがて減らなければならぬ
といふ心配があるといふことであり
ます。大体この新刑事訴訟法を実施し
ようとすれば、四十億を必要とする
言つてゐるのであります。四十億に對
しまして九億は、これは二割二分五厘
という割合に當るのであります。今六
十五億が四十五億に減る。その割合で
かりに刑事訴訟法実施に必要な費用
を考へてみると、九億が大體ぐらゐに
減ることになるやうであります。その
通りなるといふことは必ずしも言えな
いかも知れないけれども、そういうふ
うになると思ふのであります。そうす
るとこれは六億としますと、所要の四
十億に對しましてまことに少い。一割
五分ぐらゐのものしかあたらぬとい
ふのであります。そこで九億といふもの
は、今度かりに關係方面との折衝によ
つて使えらうとしたしまして、それで実
施をしようといふ計画の一体どのくら
いのことをしようといふのか、率にお
いては二割二分五厘といふのでありま
すが、一体どんなことができるのであ
るか。それからもしこれが六億といふ
ことに減るとしたならば、どんな実施
をせられるお考えであるかといふこと
を伺つておきたいのであります。

○殖田國務大臣 ごもつともな御質問
でございます。私は六十五億が四十五
億に減りましたも、九億を減らすわけ
には行かないと考へております。總額
は減つたのでありますから、その危険
があります。そこで先ほど申し上げま
したように、關係筋といろ／＼折衝を
いたしてあり、実はそれを頼りにいた
しておるやうな次第であります。それ
でほかの予算と比べまして強力なるパ
ックがありますので、大體初めの要求
を維持できやしないかと考へており
ます。それからこの点につきまして実
はもつと的確に大藏當局と折衝した
のであります。大藏當局が一般予算
に非常に忙殺されておりました、と
いわれ／＼のこまかい予算を一々折
衝してくれておるひまがない。やむを
得ず予算の進行の途上で折衝すること
にして、実は今待機をしておるところ
でございます。それからどういふこと
をやるかといふと、実は項目も何と何
をやるといふことをきめております
が、あいにくここに持つておりませ
んの、ちよつとお答えいたしかねま
す。それを取寄せましてお答えいた
したいと思います。お許しを願ひます。
○井伊委員 いずれそれは承ります
が、検討を要することであると思ふの
であります。大體今のお話であります
と、大藏當局と折衝することによつ
て、かなり動くといふことが考えられ
るのであります。九億と一億きまつた
そのものは、所要のもの二割二分五
厘にしか當らないのであります。こ
れで一体一月から実施ができるか、一
應できるというお考えでこの要求をせ
られてゐるものと思ひますが、それが
動かなければいゝが、この最低の最低
といわれるやうな額が、さらに動く

いうことになりまうと、それで実施に
ついでの確信をお持ちなのでありまし
ようか。

○殖田國務大臣 その九億でございます
すが、初め四十億と計上いたしましたの
結果、その筋の筋との話合ひの
そのくらのでやれるというお考えであ
りましたので、それに私どもの予算も
縮めたのであります。まず差当りそれ
でやつて行ける、こういう自信がつい
たのであります。詳しいことはただい
ま申し上げましたように、申し上げら
れませんが、検務部長官が多少心得て
おりますから、検務長官からお答えい
たすことにいたします。

○木内政府委員 予算が減りますとい
うことは、私どもこの刑訴を動かして
行く上において非常な困難を來すこ
とは事実でございます。しかしながら
この減りましたことによつて、結局ま
ず人件費を圧縮し、またその設備その
他施設等の点について、とにかく完全
に動かして行くのにはまず四十億とい
う見当を立てたのでありまして、そう
いう点を圧縮し、とにかくこの三月ま
での間の分において、あるいは建物等
の増築とか、あるいは警察電話の増設
とかいうようなもの、その他いろいろ
の施設等を圧縮しまして、建物なら
ば狭いところでもがまんして行くとい
うことにいたし、そうしてまず人件費
におきまして、今日においても御承
知の通り欠員が多くて非常に困つてお
るわけでございますけれども、どうし
ても実施しなければならぬというこ
とでありますれば、これは何をおいて
もやらなければならぬことになるわ
けでありますから、とにかくそこをが

まんして、そうして何とかしてやつて
行くという悲壯な決意をもつておる
わけでありまして、そこをひとつ御
了承願いたいと思ひます。

○井伊委員 法務廳の方はそれでいい
でありますようが、このことについて
は裁判所の方の關係は、これを了承し
ておるのであります。

○木内政府委員 裁判所の方は詳しい
ことは私もお答えできませんが、最初
三十億の予算を、この三月までのを組
まれました、大体二十億に圧縮された
ように聞いております。それでこの点
は、大分前に聞いた話でありますから、
その後またどういふふうに変更になり
ましたか知りませんが、私の今まで承
知しておるところでは、そういふふう
に聞いておるわけでございます。また
詳しいことは裁判所の方から調べまし
てお答えしたいと思ひます。

○井伊委員 大体了解をいたしました
が、裁判所側の方の考えというものが
、ただいま聞いたので——予算のあるな
し、予算の額の少いとかどうかとい
うことは、要するに議決機關たる國會
の決するところであるから、実行機關
たる裁判所としては何とも言うことは
できない。手をこまねいてただなすの
にまかせておるのだ、こういうよう
なむしろ悲壯な意見を述べておられるの
を聞いたのであります。そういうとき
に予算を扱う方面において、これは悲
壯な考えを持つてはおりますけれども、
實際面においては裁判所の方の意見が
中心にならなければならぬと考える
と、とにかくこのことは実施しなけれ
ばならぬ。また予算の実現の力がある
かないかに關係はいたしませんけれど
も、これは極力努力をいたしまして、

裁判所の方において、これを実施する
方面において、實際はできない、できな
いのをよこしたというやうなことに陥
らないように、これは予算の面におい
て非常に努力をしていただかなければ
ならぬと私は考えるのであります。九
億がいくらになつた。向うの方がこれ
を大体了承しておるといたしまして
も、またそれは情勢によつて、そんな
ものはどうでもよい、また延ばせばい
い、いやなにかという空氣が出て來て、
これを圧縮するといふことになつた
ら、刑事訴訟法といふものは實際実施
はできないことになつてしまふではな
いか。実施はしなければならぬが、中
身は実施できないという結果に陥るこ
とを憂うのであります。法務總裁に
おかれても、この点をお考えになりま
して、予算について動かないように、
できるだけこの点を満足に実施のでき
るやうに御努力をお願いしたいと思
うのであります。

○佐瀬委員 私はこの際簡単に法務總
裁並びに検務長官にお伺ひしてみた
い。先ほど同僚猪俣君から逮捕状の問
題が出ておつたやうであります。現在
法務廳あたりでお調べになつた統計の
面から見て、逮捕状が送られて、そ
の後の檢察廳の檢察処分及びそれに対
する裁判といふものの経過、あるいは
結果がいかにやうになつておるかとい
うことを数字的に伺ひできれば、この
際明らかにしていただきたいと思ひま
す。

○木内政府委員 その点につきまして
は、今手元には正確な資料を持つており
ませんが、これは早速調査いたしま
して、書面をもつて御報告いたしたい
と思ひます。

○佐瀬委員 法の前にはすべて平等で
あるという観点のもとに、政治家に対
する逮捕状等について特段の顧慮を拂
われると同時に、私どもは一般人に対
する逮捕状の問題も同様に考えてみな
なければならぬと思ひます。し
かして網紀肅正等の問題から、今後相
当に逮捕状の発行が予定される。た
だいま検務長官は、單に嫌疑があるとい
うだけでは逮捕状の請求はしない。い
わゆる拘留原因がなければならぬとい
うやうなことを運用上明らかになつた
ことは、私どももきわめて同感であり
ます。しかしながらお猪俣委員からも言
われましたやうに、それが他の目的のた
めに濫用せられるといふやうなことが
あつたのでは、私どもも基本的な人權擁護
の立場から、やはりこれは看過でき
ないものがあるといふやうに考えるの
で、一層その点について制度的にもま
た運用的にも、今後刑事訴訟法規の実
施並びに刑事法案の審議の上におい
て、國會においても十分留意をして参
らなければならぬと思ひます。

○殖田國務大臣 ただいまのお話はま
ことにごもつともでありまして、猪俣
議員にも先ほどお答えいたしました通
りに、それらの点に今後一層注意をい
たしまして、御希望に沿うやうに努力
いたしたいと思つております。

○井伊委員 ちやうど最高裁判所の方
から見えておられますから、刑事訴訟
法実施に關する予算の面に關しまし
て、裁判所側のお考えをお聞きしたい
と思ひます。それがために最高裁判所の出
席された方にお答えをお願いしたいと思
ひます。

○五見上説明員 ちよつと今資料が手
元に参つておりませんので、詳
しいことはちよつと申し上げられませ
んが、大体この新法施行に伴う予算と
しては、裁判所としてはすでに二箇月
前から編成しまして、大蔵省の方へ要
求しておるのであります。今日に至
るもなお額がどれだけの決定もつ
かないし、大体新刑訴法施行について
は増員その他事務費として一億五千五
百万円程度、その他建物、つまり法廷
の改造といふやうなものが大体三億六
千万円程度を要求いたしておるのであ
ります。新刑訴の施行としては大体そ

は、内閣は國會に對し責任を負わないのでありまして、いわば無答責の事項と申さねばなりません。しかしながら國會としては、廣く國政に對する調査を行うことが認められておりますので、司法行政運用の實情を調査研究し、あるいはその結果を發表し、あるいは他日の立法に資することは、もとより當然のことでありまして、また最高裁判所長官、またはその指定する代理者が委員會に出席説明する場合に、司法行政の運用につき説明を求め、意見を述べ、希望を陳述すること等は、どうもさしつかえないことと考えます。司法行政は右述べましたように、裁判所が独立して行うのであります。裁判所の予算の面におきましては、裁判所と内閣、國會とは大いに關係があるのであります。裁判所予算は原案を裁判所が豫算し、大蔵省と折衝して、確定案を作成決定するのであります。これは内閣の責任において決定せられるのであります。従つてこの場合内閣は、國會に對し責任を負うわけでありまして、しかし裁判所の予算に於いても、なるべく裁判所の独立を保障することが、司法権の独立のため願わしいことであるので、裁判所法は、裁判所の経費は独立して國の予算に計上すべきことを定め、財政法はもし万一歳出の概算につき、内閣と裁判所の間に意見の一致を見ない場合には、すなわち内閣が裁判所の歳出見積りを減額した場合に、裁判所の送付にかかる歳出見積りについて、詳細を歳入歳出予算に付記するとともに、國會が歳出額を修正する場合における必要な財源についても、明記することを規定しているのであります。この場合

には國會は、政府の査定と裁判所の歳出見積りを彼此検討して、國會がその責任において最も適切妥當と信ずるところに決定したすわけでありまして、この場合ももとより、内閣と裁判所と意見の一致を見ました場合におきましても、國會の裁判所予算案に對する議決は、司法行政の上にきわめて重要な意義を有するのであります。この面において司法行政は、國會のコントロールの下に立つわけでありまして、次に裁判所について、國會は裁判所に對し意見や希望を述べることが許されるかとお尋ねであつたのであります。現在裁判所に係属中の事件につき意見を述べ、裁判につき希望を申し出ることは、裁判の独立を保障する憲法の精神にもとるものでありまして、嚴に戒めねばならないところでありまして、しかしすでに確定した裁判につきましては、學界において廣く判例批評も行われているところでありまして、國民としてこれを批判することは、どうもさしつかえなく、また一般的に司法権の公正妥當な行使のため、裁判所や裁判に對する意見なり希望などを述べることは、言論の自由が認められております以上、當然許されることであるのであります。従つて全國國民を代表する議員が、國會において司法権の運用に關し希望を述べることが、議員たるの立場において、もとより當然のことと考えます。かかる希望の開陳に對しては、裁判所はよく傾聴して、これをしんじやくせられることと信じます。およそ三権の分立は、三権の分離を意圖するものではなく、従つて分立された三権が相侵さない限度にお

いて互いに協力調和して、初めて國政は円満な運用を期し得るのであります。立法権は國權の最高機關である國會に屬するものであります。これは内閣が法律案を國會に提出することを妨げるものではなく、ただいま御審議を仰ぎました裁判所の一部を改正する等の法律案は政府の提出にかかるとありまして、法務廳はこれを立案するにあたりましては、あらかじめ裁判所と事務上の打合せを遂げ、裁判所の意向は十分これをしんじやくした次第であります。司法権の独立を保障し、その適正な運用をはかるためには、立案にあたりこの用意が必要であり、またこれは三権分立の精神にもとるものでないかと考えた次第であります。それから國家地方警察の行政官の事を申し上げますが、國家公安委員會がこれを行ひ、その運営管理は各都道府縣公安委員會で行うのであります。しかし國家公安委員會は内閣總理大臣の所轄に屬し、各都道府縣公安委員會は各都道府縣知事の所轄に屬するのであります。ここにいわゆる所轄とは、警察法の定めるところで、それぞれの公安委員の任命または罷免権を含むことはもちろんであります。行政官管理または運営管理自体に對する指揮監督権は含まないと解しております。自治体警察の管理は、各市町村公安委員會が行ひ、市町村公安委員會は市町村長の所轄に屬しますが、市町村長もまた自治体警察の管理自体に對する指揮監督権はないものと解しております。以上のごとくでありまして、警察法の建前としては、警察による犯罪捜査は、國家地方警察にあつては各都道府縣公安委員會の運営管理下に行われ、

都道府縣公安委員會は各都道府縣の議會に對して責任を負いますが、直接國會に對して責任を負うものではないと申さねばなりません。自治体警察に對しては、各市町村公安委員會の管理下に行われ、市町村公安委員會は各市町村の議會に對して責任を負いますが、直接國會に對して責任を負うものではないと申さねばなりません。しかしながら現行刑事訴訟法のもとにおいては、司法警察官吏による犯罪捜査は檢察官の指揮を受け、その補佐または補助として行われるものであります。この意味においては法務廳總裁が國會に對して責任を負うものと考へております。この点は改正刑事訴訟法の実施を見るあかつきには、檢察官と司法警察職員はそれと獨立の捜査機關となり、檢察官は司法警察職員に對し新法第九十三條に規定する限度の一般的指示及び一般的指揮の権限を認められるに過ぎないのであります。この場合においては法務廳總裁は、檢察官がとつた一般的指示または一般的指揮の措置の當否についてのみ責任を負ふことと考へております。なお新刑事訴訟法の定規を見るならば、海上保安官、労働基準監督官等のいわゆる特別警察職員による犯罪捜査は、それぞれの主管大臣が責任を負ふこととなるものと考へております。かように御承知を願います。

○鐵道委員 自治体の警察は今の御説明ではまったく自治体公安委員會にある。市町村長からも離れておるといふことであります。市町村長からその公安委員會を指揮監督するものは絶対にないのであります。市町村長から、どういふことになりませんか。

○宮下政府委員 ただいま法務總裁が

ら答弁のありましたように、國家司法警察を管理しておりますもの、それらの都道府縣公安委員會でございませう。自治体警察の管理をいたしてありますもの、それらの市町村公安委員會でございませう。この都道府縣國家公安委員會及び市町村公安委員會の管理自体を指揮監督する機關は警察法上は認めてないのであります。國民といたしましては、もしもこの都道府縣公安委員會あるいは市町村公安委員會の措置が妥當を欠きます場合には、いわゆる警察法が認めておりますリコールの方法によりまして、その委員の罷免を地方議會を通じて働きかける以外に方法はないものかと考へております。

○鐵道委員 そうすると市町村の公安委員會は、市町村のリコールがあるだけであつて、その上は何も監督はないわけですか。

○宮下政府委員 さうでございませう。

○諸侯委員 今の法務總裁の答弁は相當詳細にわたつておりますが、なお私もこれは重大問題でありますから、速記をよく検討いたしまして、なお他日の研究にまきたいと思ひます。場合によりましては、國會の方からも提案し、あるいはまた政府の方でも構想を練つていただいて、いさし具体的にこの運営を全うしたいと思ひるのであります。

ただ一点だけお聞きすることは、國家警察の本部長、あの官職は一体どういふ職權をもつておるのであります。か。

○宮下政府委員 國家警察本部長官と申しますのは、國家公安委員會の事務

七

部局といたしまして、國家地方警察本部及び各地に管区本部というものがございます。行いました事項は國家公安委員会の権限に属しております事項について事務を扱うところでございす。國家公安委員会は國家地方警察の行政管理を行うところであります。法律の第二條に規定してありますように、行政管理は警察の人事、予算、内部的な編成ということを管理しております。警察の運営管理、すなわち公安の維持とか犯罪の予防、犯罪の捜査、被疑者の検挙という直接の運営管理は法律の建前といたしましては國家公安委員会がタッチしないのであります。その前の前提としての人事、編成、予算を、しかも國家地方警察に限りまして所掌するという建前になつておるわけであります。自治体警察の人事、編成、予算というものは、その市町村公安委員会に全面的に行政管理も運営管理もまかされておるわけでありす。

○高橋委員長 本日はこれで散会いたします。

午後四時四十四分散会

〔委員会報告書は本号に掲載すべきのところ別冊に一括集録〕

昭和二十四年二月五日印刷

昭和二十四年二月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局